

## 参考：死者の氏名等公表に関する調査（市町村※）

参考資料 4 - 4

※調査対象：被災経験がある自治体（49団体）、人口が多い自治体（5団体）

回答団体数：31団体（令和4年3月11日時点）

問 番号	設問	選択肢					回答数 (合計)	主な自由回答
		1	2	3	4	5		
1	過去の災害において、死者の氏名等公表（または非公表）の判断が必要となった事例はありましたか。  1：ある 2：ない  ※「2」を選択された場合は、問6へ	17	14	—	—	—	31	—
2	死者の氏名等公表を行いましたか。  1：都道府県から行った 2：市町村から行った 3：都道府県と市町村が共同で行った 4：行わなかった	9	3	1	7	—	20	—
3	死者の氏名等公表（または非公表）を判断した理由を自由回答欄にご記載ください。	/						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の判断、県の方針</li> <li>《公表した理由》</li> <li>・ 社会的関心の高さ</li> <li>・ 事実の明確化</li> <li>・ 追悼式の挙行にあたり、犠牲者名簿を作成する必要があったため。</li> <li>《公表しなかった理由》</li> <li>・ 本人・遺族のプライバシー保護</li> <li>・ 遺族の同意が得られないため。</li> </ul>
4	※氏名等公表を行った場合のみ、ご回答ください。  個々の死者の氏名等公表(または非公表)を判断した条件を自由回答欄にご記載ください。	/						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族の同意が得られたため。</li> <li>・ 県の判断</li> </ul>
5	災害当時、死者の氏名等公表（または非公表）を行ったことによって、課題はありましたか。  1：あった 2：なかった	1	14	—	—	—	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公表していないにも関わらず、マスコミが行方不明者の氏名をつきとめ、遺族に取材にいくといった事例があった。</li> <li>・ 県が公表する情報・タイミングと、市が保有する情報の共有・調整が難航した。</li> </ul>

6	<p>災害時における死者の氏名等公表について、貴市町村の現在の対応状況をご回答ください。</p> <p>1：都道府県の方針に基づき対応することとしている  2：都道府県の方針に加えて、市町村で方針を定め、対応することとしている  3：都道府県の方針はないが、市町村で方針を定め、対応することとしている  4：対応について検討していない  5：その他</p>	22	2	0	4	3	31	—
7	<p>※問6において「1」「2」「3」のいずれかを選択された場合のみ、ご回答ください。</p> <p>死者の氏名等公表について、方針に定めていること以外に留意事項がある場合は、自由回答欄に記載してください。</p>	/						・住民基本台帳の閲覧等制限がある場合は公表しない。
8	<p>死者の氏名等公表に関する対応に関して、貴団体の関連条例等の解釈について整理や確認を行っていますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p>	3	27	—	—	—	30	—
9	<p>死者の氏名等公表に関する対応に関して、公表主体について整理や確認を行っていますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p>	9	20	—	—	—	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県から公表</li> <li>・市町村から公表</li> <li>・市防災計画では、必要に応じて市が公表することとしているが、県や県警が公表する場合も考えられるため、今後調整が必要。</li> </ul>
10	<p>死者の氏名等公表に関する対応に関して、所在情報を秘匿する必要がある者の対応に関して整理や確認を行っていますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p>	13	16	—	—	—	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表前に、住民基本台帳の閲覧等制限がないことを確認する。</li> <li>・秘匿する必要がある者については、公表の必要性など状況を勘案して、慎重に対応することとしているが、具体的な手順等は定まっていない。</li> </ul>

11	<p>死者の氏名等公表に関する対応に関して、公表にあたり遺族の同意を必要としていますか。</p> <p>1：常に必要 2：原則必要だが、例外的に不要な場合がある 3：常に不要 4：その他</p>	18	11	0	2	—	31	<p>《回答2：例外的に遺族の同意が不要な場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救助活動のために緊急性が認められる場合</li> <li>・災害による被害が甚大で、安否確認のために死者の氏名等を公表する必要がある場合</li> <li>・県の方針に基づいて対応</li> </ul>
12	<p>死者に係る情報の入手・精査や氏名等の公表・公表後の対応の各段階における役割分担について都道府県や関係機関（都道府県警察等）と確認を行っていますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p>	7	23	—	—	—	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県において、公表までの手順を示す方針を示している。</li> <li>・災害に起因する死者であるかの判断については、県や警察と協議し、市が判断する。公表することに対する遺族の意思の確認について市が行う。公表については、県が行う。</li> </ul>
13	<p>死者の氏名等公表について、検討や、関係機関と調整するうえで、課題はありましたか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p>	5	25	—	—	—	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を外部に提供する場合、明確な規定がないため、判断に苦慮する。</li> <li>・県が公表する情報・タイミングと、市が保有する情報の共有・調整が難航した。</li> <li>・報道機関からの要請があった時、どのような条件を満たす場合、提供するか、遺族への同意はどの機関によって行うか。</li> <li>・県や市が把握する情報が異なり、情報の精査に時間を要した。</li> <li>・現時点では、実務的な手順が定まっていないことが課題である。様々な主体で問題の捉え方が異なり、整理されていないように感じる。</li> </ul>
14	<p>災害発生直後の被害情報の連絡において、都道府県へ死者の数を報告する際、併せて氏名等を報告することとしていますか。</p> <p>1：はい 2：いいえ</p>	11	20	—	—	—	31	—